



「著作権」について

法テラス八雲法律事務所 森田 寛巳
(函館弁護士会所属)

■今回は「著作権」について考えてみたいと思います。「著作権」とは、絵や曲、動画、小説などの文章はもちろん、写真などにも成立する「作品を創作した人」に認められる権利です。「著作権」と聞くと、小説家や作曲家、漫画家などの創作のプロが関係する権利であり、それ以外の人には関係ないと思いがちです。しかしながら、誰が作成しても同じようになる「創작성」が認められないもの以外には、原則として著作権が成立します。このため、小さな子供のお絵描き、暇つぶしに書いた落書きの絵であっても、そこに「創작성」があれば著作権は成立します。

■近年では、インターネットの発展により、誰でも自分の作品を発表することができるようになりました。試しに、インターネットで「犬のイラスト」と検索すると、たくさんイラストが表示されます。それぞれのイラストには、それを作成した人の著作権が存在しています。このため、インターネットで見つけたイラストを無断で使った場合、イラストの作成者から著作権侵害を理由とする損害賠償請求を受ける可能性があります。

■インターネットにイラストや曲、写真を発表している人の中には、利用に関するルールを公表している場合があります。イラストなどの他人の作品を利用する際には、作成者が決めたルールを確認し、著作権の侵害がないように注意してください。

■さて、当事務所では、各種法律相談を受け付けています。「法的トラブルに巻き込まれてしまった」という場合はもちろん、「自分の抱えている問題が法律問題か分からないけれど、不安である」という場合であっても、気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所(050-33383-8366)」まで相談予約のお電話をお寄せください。

八雲警察署からお知らせ

緊急通報は110番、 相談電話は「#9110」に！

110番は、緊急の事件・事故などを、通報するための緊急電話です。


緊急の対応を必要としない遺失物・拾得物の届出、各種照会などは、最寄りの警察署、交番・駐在所に電話をしてください。

また、相談や警察業務に関する意見・要望は、短縮ダイヤル「#9110」の警察相談専用電話をご利用ください。

1月10日は110番の日
110番の正しい利用をお願いします

- 110番は、事件・事故などが発生した際の緊急通報用の電話です。慌てず、落ち着いて質問に答えてください。
- 警察官が早く到着できるよう、その場所の住所や付近の目録となる建物などを正しく伝えてください。
- 急を要しない困り事や相談は、警察相談電話「#9110」または最寄りの警察署、交番へお問い合わせください。

北海道警察



飲酒運転を発見したら110番！

飲酒運転をしない・させない・許さない、そして見逃さない！

飲酒運転は110番！

飲酒運転を発見したら110番！

- ① ふらついて走行している
- ② 速度が異常に速い(速い)
- ③ 信号が青になってもなかなか発進しない
- ④ 急発進、急加速を繰り返す
- ⑤ 信号停止時、停止線のかなり手前で停止する

「飲酒運転は110番通報」
広報動画はこちら！

長編(4:35) 短編CM(0:15)



北海道警察公式YouTubeチャンネル

【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110